

京都府立大学防火防災規程

(平成20年京都府立大学規程第57号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学の火災を予防し、災害による被害を最小限に防止するため、特に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(防火管理者等)

第2条 消防警備の確立を期すため、消防法第8条の規定に基づき、防火管理者を置く。

2 防火管理者を補佐するため、防火責任者を置く。

3 各部局の各室に火気取締責任者を置く。

(任命)

第3条 学長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条及び同施行令(昭和36年政令第37号)第3条の規定に基づき、資格を有する者のうちから防火管理者を、消防法第13条の規定に基づき、資格を有する者のうちから危険物取扱責任者を、それぞれ任命する。

(責務)

第4条 施設の管理者は、防火責任者を定め、所管する施設の防火につとめるものとする。

2 防火管理者は、第2条第3項に基づく火気取締責任者を定め、学長に報告しなければならない。異動を生じたときも同様とする。

(業務)

第5条 消防警備に関し、危険排除のため、防火管理者、防火責任者、火気取締責任者及び危険物取締責任者は、次の各号に定めるところによりそれぞれの業務を行わなければならない。

(1) 防火管理者にあつては、消防法第8条及び同施行令第4条の規定に基づく業務を行うこと。

(2) 防火責任者にあつては、防火管理者を補佐し、所管施設の防火防災について、適切な処置を講じること。

(3) 火気取締責任者にあつては、防火責任者を補佐し、所管する室の防火管理及び保安の万全を期すこと。

(4) 危険物取締責任者にあつては、関係法規の定めるところにより、その取扱いを確実にし、危険を予防するため、厳重な監督を行い、消防警備に関する警報発令があつたときは安全な措置を講じること。

(非常持出)

第6条 各部局の長は、緊要の文書その他重要物品について関係職員をして、「非常持出」の標示をさせなければならない。

(実験等)

第7条 退庁後に学生が火気を取扱う実験等に従事するときは、当該責任者は、適切な指示を与えなければならない。

(火災時の処置)

第8条 火災が発生した場合の処置は、消防法第24条及び第25条に基づき、別に定める防火実務要領により、すみやかに処置するものとする。

(震災等)

第9条 震災、風水害等の災害にあつては、特に定めるもののほか、この規程に準じて処置するものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。